

コロナ大に 食へ勝て!

Go To Eat キャンペーン

SAGA おいし〜と食事券 加盟店募集

登録料
換金手数料 **無料**

25%
プレミアム
付

「Go To Eatキャンペーン事業」は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による外出の自粛や営業自粛等の影響により、甚大な影響を受けている飲食業に対し、期間を限定した農林水産省主導による官民一体型の需要喚起を図るため、25%のプレミアムが付いた食事券を発行するものです。

- 販売上限額/60億円
- 販売冊数/600,000冊
- プレミアム率/25%
- 販売価格/1冊 **10,000円** ※1回の購入につき2冊まで
- 額面価格

エリア指定券		エリア共通券	合計
500円×1枚	1,000円×6枚	1,000円×6枚	12,500円分

- 販売日/令和3年5月31日(月)まで
(ただし、販売冊数に到達次第終了)
- 使用期間/令和3年6月31日(水)まで
- 発行主体/農林水産省 Go To Eatキャンペーン(佐賀県)
受託事業者:(株)佐賀広告センター
- 登録料/無料
- 換金手数料/無料

■エリア指定券 食事券をご購入されたエリアの加盟飲食店でご利用いただけます。



■エリア共通券 佐賀県内全ての加盟飲食店でご利用いただけます。

- お問い合わせ/農林水産省 Go To Eatキャンペーン(佐賀県)
受託事業者(株)佐賀広告センター
〒840-0815 佐賀市天神3丁目2-23
加盟店コールセンター **TEL0570-052-110**
■受付時間 10:00~17:00[年末年始・土日祝日は休業日です。]

●協力/佐賀県商工会議所連合会、佐賀県商工会連合会、佐賀県中小企業団体中央会

加盟飲食店の条件等について

1 登録要件

●佐賀県内の飲食店舗である事

※同意書の「営業形態」参照。デリバリー、テイクアウト専門店、移動販売店舗、カラオケボックス、キャバクラ、ショーパブ、ガールズバー、ホストクラブは対象外

ホテル・旅館の皆さまのGo To Eat事業への参加につきまして、農林水産省への要望提出及び調整の結果「ホテル・旅館の宴会場等であっても不特定多数の者が利用でき、通年で飲食サービスが提供されている場合は対象」として判断されました。ホテル・旅館の皆さまからの申請につきましてもGo To Eat加盟飲食店登録をお受けすることといたします。登録を希望される場合は通常の飲食店と同様、令和3年5月31日(月)までにホームページもしくは申請書類にて申請をお願いします。ホテル・旅館内の宴会場での食事券利用も可能とする申請になりますので、施設内のレストラン及びお食事処等で登録されている皆さまも、ホテル・旅館名での登録が必要です。

【参加要件】・宴会場等において不特定多数の者が利用できる飲食サービスを飲食店と同様の形態で、年間を通じて提供していること。

【留意事項】・結婚式、法事等のセレモニーに伴う飲食については、Go To Eat食事券の利用はできません。

・飲食代の金額が明確でない宿泊者向けのプラン、日帰り温泉プランなどについては、Go To Eat食事券の利用はできません。

●感染症対策に取り組む事

・ガイドラインに基づき新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでいる事、取り組み内容を店頭に掲示する事

※同意書の「ガイドラインに基づく取り組み等」参照

2 加盟飲食店の責務等

加盟飲食店は、次に掲げる事項を遵守していただきます。

- ①食事券を利用できる店舗であることが明確になるよう、[受託事業者：(株)佐賀広告センター]が配布するステッカー等を利用者が分かりやすい場所に掲示してください。
- ②使用される食事券は、[受託事業者：(株)佐賀広告センター]が事前に配布する見本と間違いがないか確認してください。特に、色合いが明らかに違うなど、偽造された食事券と判別できる場合は、食事券の受け取りを拒否してください。なお、食事券の見本は、レジ担当者や食事券を取り扱う全ての係員に周知してください。
- ③取引により食事券を受け取ったときは、再流出を防止するため、食事券裏面に加盟店舗受領印を捺印することとし、既に受領印があるものは、受け取りを拒否してください。
- ④利用期間中における飲食・サービスの提供等の取引に使用された食事券のみ換金可能であることに留意してください。

3 お申込み方法等

加盟飲食店舗登録希望者は、「同意書」に同意の上、Go To Eatキャンペーン食事券ホームページ(www.gotoeat-saga.jp)からのお申込み、または加盟飲食店募集チラシの「加盟店舗登録申請書兼同意書」に必要事項を記入し、郵送またはFAXにより[受託事業者：(株)佐賀広告センター]へ提出してください。お申込み時には、必ず店舗ごとの佐賀県(保健所)発行の「飲食店営業許可指令書」のコピーを同封してください。

※ホームページでお申込みの際は、申請時に、佐賀県(保健所)発行の「飲食店営業許可指令書」の写真を添付してください。県内に複数店舗を持つ事業者の方で、加盟飲食店募集チラシでお申込みをされる場合は、1店舗ごとに「加盟店舗登録申請書兼同意書」をご記入しご郵送ください。(複数枚同封可)

送付先

〈郵送〉 〒840-0815 佐賀市天神3丁目2-23 (株)佐賀広告センター内
Go To Eatキャンペーン加盟飲食店登録係 宛
〈FAX〉 0952-20-0723

ホームページはこちら



申込締切

令和3年5月31日(月)消印有効

4 加盟飲食店の審査・選定

登録申込みのあった事業者は、[受託事業者：(株)佐賀広告センター]が審査を行います。

審査通過店舗は、ホームページ内で『食事券が使える加盟店』として掲載します。結果については個別にご案内いたしません。

予めご了承ください。お申込み内容に虚偽・不備等がある場合は、承認を取り消すことがあります。

[受託事業者：(株)佐賀広告センター]から記載内容の根拠となる資料等の提示を求める場合があります。

店頭に掲示していただくステッカー等は、後日、[受託事業者：(株)佐賀広告センター]より発送いたします。

受託事業者：株式会社 佐賀広告センター 行

農林水産省

Go To Eatキャンペーン(佐賀県)

SAGA おいし〜と食事券 加盟店舗同意書

※下記をご一読の上、左側の□にチェック(✓)を入れてください。

[営業形態]

- 当店は、日本標準産業分類(平成25年10月改訂)の中分類「76 飲食店」に分類される飲食店(主として客の求めに応じ調理した飲食料品をその場で飲食させる飲食店)であり、かつ、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条第1項に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を得ています。

◆次のいずれかに該当します。

- 当店は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風営法」という。昭和23年法律第122号)第2条第4項に規定される「接待飲食等営業」及び同条第11項に規定される「特定遊興飲食店営業」の許可を得た営業を行っていません。
- 当店は、風営法の許可を有しているものの、臨時に外から呼んできた者のみに接待させる営業を行っている店であり、かつ、Go To Eatキャンペーンに参加している間は、食事券の利用者又はポイントの付与対象者・利用者かどうかに関わらず、利用客に対して接待飲食等営業を行わず、その旨を店頭に掲示します。

◆「76 飲食店」以外のホテル・旅館の場合は下記項目にご同意ください。

- 宴会場等において不特定多数の者が利用できる飲食サービスを飲食店と同様の形態で、年間を通じて提供している。
- 結婚式、法事等のセレモニーに伴う飲食については、Go To Eat食事券の対象としません。
- 飲食代の金額が明確ではない宿泊者向けのプラン、日帰り温泉プランなどについては、Go To Eat食事券の対象としません。

[行政への協力]

- 当店は、Go To Eatキャンペーン期間中に、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第24条第9項に基づく協力の要請があった場合には、それに従います。また、同法に基づく要請でないものであっても、営業時間の短縮等、国又は地方公共団体からの要請があった場合には、それに従います。
- 当店は、Go To Eatキャンペーン期間中に、当店の従業員から新型コロナウイルスの感染者が発生したことを把握した場合には、速やかに保健所に報告します。
- 当店は、農林水産省が事前通告なしに行う訪問調査に協力します。
- 登録の際に提供した情報及びGo To Eatキャンペーンの対象店舗となった場合はその旨をGo Toトラベル事務局に提供することに同意します。

[ガイドラインに基づく取り組み等]

- 当店は、「外食業の事業継続のためのガイドライン」(令和2年5月14日、一般社団法人日本フードサービス協会、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会)に基づき、新型コロナウイルス感染症予防の取り組みを実施します。
- 当店は、「換気」、「声量」、「三密」に配慮しクラスターの発生を防ぐために、以下の内容を含む感染症予防の取り組みを実施するとともに、その取り組み内容を店頭に掲示します。
- 店舗入口や手洗い場所における手指消毒用の消毒液の用意。
 - 店内における適切な換気設備の設置と徹底した換気の実施(窓・ドアの定期的な開放、常時換気扇の使用等)。
 - 他グループの客同士ができるだけ2m(最低1m)以上空くように間隔を空けてテーブル・座席を配置するか、テーブル間をパーティション(アクリル板又はそれに準ずるもの。以下同じ。)で区切る。カウンター席は、他グループの客同士が密着しないよう適度な間隔を空ける。
※飛沫感染を防ぐ観点からは、背中合わせの座席について、最低1m以上の間隔を空けて配置することまで求めるものではない。また、同様に、カウンター席については、パーティションで区切る対応も効果的である。
 - 1つのテーブルで他グループと相席する場合には、真正面の配置を避けるか、テーブル上をパーティションで区切る。

- 当店は、カラオケ設備を有している場合であっても、食事券の利用者又はポイントの付与対象者・利用者かどうかに関わらず、利用客に当該設備を使用させません。
- 当店は、利用者に対して、以下の事項を周知します。
- 発熱や咳など異常が認められる場合は来店しないこと。
 - できる限り混雑する時間帯を避けること。
 - 大人数での会食や飲み会を避けること。
 - デリバリーやテイクアウトを活用すること。
 - 店が席の配置や食事の提供方法を制限することに協力すること。
 - 食事の前に手洗い・消毒をすること。
 - 咳エチケットを守ること。会話の声は控えめにし、大声に繋がりやすい大量の飲酒を避けること。
 - 食事中以外はマスクを着用すること。
 - 新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)を利用すること。

※取り組み内容の店頭掲示や利用者に対する周知のために必要なポスター等については、農林水産省から提供します。

※上記ガイドラインに基づく取り組み等に加え、佐賀県観光連盟ホームページに掲載の「新型コロナウイルス感染症対策ピクトグラム」の掲示が推奨されます。

[加盟登録の取消]

- 当店は、ガイドラインの遵守に係る不備について、農林水産省、所在する地方公共団体又は[受託事業者:(株)佐賀広告センター]の指摘に適切に対応しない場合や本同意書の内容に違反や虚偽があった場合、[受託事業者:(株)佐賀広告センター]により加盟登録が取り消されることに同意します。

[反社会的勢力ではないことの表明]

- 当店は、役員等が暴力団員ではありません。暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していません。
- 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していません。
- 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力、又は関与していません。
- 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有していません。

[不正利用・不正行為について]

- 下記不正行為が疑われる場合は、飲食券代金の入金を停止することに同意し、調査に協力します。
- 不正行為が認められた場合、所轄官庁や受託事業者が講じる措置に異議なく応じます。

<不正行為>

- 要件の偽装、実態のない店舗 ○食事券の自己取引、架空取引、虚偽報告 ○食事券の再販、再流通
○食事券の偽造・悪用・濫用 ○その他、本来の目的に合致しないと事務局が判断した行為

私は上記内容に同意の上、Go To Eatキャンペーンに加盟いたします。

令和 年 月 日

事業者名

代表者名



加盟飲食店募集チラシでお申込みの場合は、以下の項目をご記入の上、郵送またはFAXでお申込みください。

令和 年 月 日

農林水産省

Go To Eatキャンペーン(佐賀県)

SAGA おいし〜と食事券 加盟店舗登録申請書

当社(私)は、農林水産省Go To Eatキャンペーン(佐賀県)SAGAおいし〜と食事券の趣旨に賛同し、加盟飲食店として登録を申請します。なお、申請の内容に偽りがあった場合は、農林水産省Go To Eatキャンペーン(佐賀県)受託事業者(株)佐賀広告センターが講じる措置(登録承認の取消等)に異議なく応じます。

項目①	事業者名、代表者名は換金時に必要な登録証に記載いたします。入金口座名義と同じ内容をご記入ください。			
	フリガナ		フリガナ	
	事業者名		代表者名	(印) (必ず押印してください)
	所在地	〒 □□□-□□□□		
	電話番号	— —	FAX番号	— —
	フリガナ		担当者E-mail	
	担当者名		担当者連絡先	

- ・1店舗につき加盟店舗登録申請書を1枚提出してください。複数店舗を申請する場合は、項目2の部分を店舗数分ご記入いただきご提出をお願いします。その場合は、項目2のみの記入だけで構いませんが、必ず、項目1の部分をご記入いただいた申請書とあわせて郵送またはFAXでお申込みください。複数店舗で申請をされる場合、2枚目以降の裏面の同意書の記入は必要ありません。
- ・上記の記入内容と同じ箇所があれば、「同上」とご記入ください。
- ・以下の情報は、広報物に掲載させていただく場合があります。

項目②	フリガナ			
	屋号・店舗名			
	所在地	〒 □□□-□□□□		
	電話番号	— —	FAX番号	— —
	営業時間		定休日	
	URL			
	フリガナ		担当者連絡先	— —
担当者名				
事業内容	<input type="checkbox"/> 食堂 <input type="checkbox"/> レストラン(提供する料理の種類をご記入ください。 /例:和食・洋食・中華など) <input type="checkbox"/> 和食 <input type="checkbox"/> 牛丼 <input type="checkbox"/> 和風料理店 <input type="checkbox"/> ラーメン <input type="checkbox"/> 中華料理店 <input type="checkbox"/> 焼肉店 <input type="checkbox"/> 料亭 <input type="checkbox"/> 洋食 <input type="checkbox"/> カレー <input type="checkbox"/> スパゲッティ <input type="checkbox"/> ステーキハウス <input type="checkbox"/> 各国料理店 <input type="checkbox"/> そば <input type="checkbox"/> うどん店 <input type="checkbox"/> すし店 <input type="checkbox"/> 喫茶店 <input type="checkbox"/> ハンバーガー店 <input type="checkbox"/> お好み焼・焼きそば・たこ焼店 <input type="checkbox"/> その他の飲食店() <接待を伴わない下記の飲食店> <input type="checkbox"/> 酒場、ビアホール <input type="checkbox"/> オーセンティックバー			
配布物(ポスター等)の送り先	いずれかにチェックを入れてください。 <input type="checkbox"/> 項目1の事業所 <input type="checkbox"/> 項目2の店舗			

お申込み時には、必ず店舗ごとの佐賀県発行の「飲食店営業許可指令書」のコピーを貼付またはFAXしてください。
※ホームページでお申込みの際は、申請時に、佐賀県発行の「飲食店営業許可指令書」の写真を添付していただきます。

- 加盟登録料は無料です。
- ご記入いただきました個人情報は、加盟飲食店とのご連絡及び本事業に係る行政サービスの提供のために利用させていただきます。また、本事業における加盟飲食店情報の確認・管理、配布物の発送、加盟飲食店一覧等の発行及び業務委託会社からのご連絡等に使用し、他の目的には一切使用いたしません。
- 加盟飲食店登録証は準備が整い次第順次発送いたします。その他販促ツールにつきましては、10月19日(月)以降に発送予定です。

受託事業者記入欄	分類	□□□-□□□□	登録番号	
受付日	月	日	担当	

佐賀県(保健所)発行
「飲食店営業許可指令書」のコピー貼付欄